

西周代陝東戰略考

——「白」との関わりを中心にして——〔西周中期改革考（3）〕

谷 秀 樹

序章

西周王朝は、本来関中地域内の一地方政権として発足し、その後武王代に実現した克殷を契機として陝東地域支配に本格的に着手する事になった。克殷は陝東地域支配の完成を意味するものではなく、むしろその端緒であったのであり、それ以降も西周王朝は陝東各地の地方諸勢力との交戦を継続し続けたのである。“華北統一王朝”としての立場からの陝東地域統治体制は、外諸侯分封によるいわゆる“封建制度”も含めて、克殷以降の継戦過程を通じて順次形成されていったものと見られる。

西周王朝による対陝東地域戦略には、基本的に2つの方式があった。まず第一は《A》「現地支配方式」であり、これは進出先に軍事的・政治的拠点を築き、地域支配の要にしようとするものであって、〈a〉「侯」¹⁾等の外諸侯に統治を委任する間接的方式と、〈b〉「白」,「应」,「監」²⁾等の王朝直轄拠点による直接的統治方式があった。このような支配方法は殷代の例でたとえるなら、二里岡期に顕著に認められた植民地的拠点の形成に比せられるであろう³⁾。第二は《B》「受命者を適宜派遣する方式」であり、〈a〉毛氏や虢氏等の内諸侯大族を主任者として派遣する方式と、〈b〉王官（特に師官）を主任者として派遣する方式があった。後者の場合、王官は師氏や虎臣のような王朝直轄軍を統帥し、時には「白」の駐屯軍を動員する場合もあり、また派遣先の王朝直轄拠点で就官する例もあった。王自身による適省や親征等も、《B》の範疇に含まれる随時の措置であったと考えてよからう。

そうして、共王期頃を画期として開始される「中期改革」⁴⁾以前においては〔《A》—〈b〉〕,〔《B》—〈b〉〕の方式の組合せが多見されるのであるが、改革期以降に入ると次第に〔《A》—〈a〉〕,〔《B》—〈a〉〕の方式の組合せに重心が移されるようになっていき、〔《A》—〈b〉〕,〔《B》—〈b〉〕の組合せの事例は減少していったのである。このような変化は、王朝存立の如何と陝東戦略の成否が表裏一体の関係にある西周王朝にとっては、その存続を左右する重大な路線変更であり、ある意味王朝自体が陝東戦略の変容を通じて変質していったものと考えられる。

本稿では、上述した「中期改革」期前後に認められる陝東戦略の変化に着目し、周王朝による陝東支配体制の変容過程及び周王朝自体の変質過程に関して考察を進めていきたいと思う。なお、検討作業では主に金文史料を使用する事にし、紀年が記された金文（以下、紀事金文）の断代に関しては吉本道雅 2004, 2005 に示された断代案に基本的に依拠する事にする。また、紀事金文以外の金文断代については、林巳奈夫『研究』の断代案に基本的に依拠する事にし、白川静『通釈』等の断代案を参考とする事にする⁵⁾。

第一章 「中期改革」期以前〔林断代：ⅠA～ⅡA期〕における陝東戰略方針

西周代における「白」には特定の軍事集団や関連する諸施設が配されており、王官が所管者となっていた。また、「在某白」という表現が見える一方、「以某白征」、「以某白」、「命某白」、「率某白」等の表現も使われており、某地の「白」名がそのまま某地所在の軍事集団の名称でもあったものと見られる。なお、西周代の「白」字は「師」字と混用される事もある（後掲中方鼎一銘、後掲善鼎銘）が、一般的には「白」字が使用されており、また後掲中甗銘に「□白師」（「□白の師」）とある例等を見ても、「白」字の使用の方が基本形であったものと考えられる。そうして、「白」の事例は既にⅠA期の初頭より看取される。

克殷時の武王の軍事行動について記した利簋銘（前期〔4131〕、ⅠA）に「武征商。隹甲子、朝歲鼎。克聞、夙有商。辛未、王在囂白。・・・」とあり、王の経由地となっている「囂白」の囂は、殷器でも殷王の所在地とされており、王朝儀礼が執行される要地であったようである⁶⁾。そうすると周王朝は、これまで殷王朝の管轄地であった囂に、その戦略的重要性に鑑みて新たに「白」を設定したのと考えられよう。また、小臣單觶銘（前期〔6512〕、ⅠA）では「王後囂、克商、在成白。・・・」とあり、王朝直轄軍と見られる「王の後囂」⁷⁾が「成白」⁸⁾に駐屯しており、作冊□鼎銘（前期〔2504〕）では「康侯在柯白。・・・」というように、康侯の所在地として「柯白」⁹⁾が見える。康侯は間もなく衛侯に封ぜられたものと考えられ¹⁰⁾、いずれも克殷前後の段階で周王朝が「白」制度を導入していた事を示す事例であろう。一方、成王5年の殛尊銘（前期〔6014〕、ⅠA）によると、成王は即位5年目に初めて成周に「遷宅」しており¹¹⁾、“成周を基軸として陝東支配を行う”という構想も王朝発足当初より企図されていた事が判る。

ⅠA期からⅠB期にかけての交界には、虎方征伐が行われた。関連器銘は、中方鼎一銘（前期〔2785〕）、同方鼎二・三銘（前期〔2751—2752〕）、同觶銘（前期〔6514〕）、同甗銘（前期〔949〕）、静方鼎銘〔『近』（前期〔357〕）〕、斂甗銘〔『近二』（前期〔126〕）〕であるが、討伐の対象とされている虎方が（討伐後、虎侯に封ぜられた上で¹²⁾）、ⅠB期の康王代に宜侯に改封されたと見られる点〔宜侯矢簋銘（前期〔4320〕、ⅠB）〕から¹³⁾、ⅠA～ⅠB期の交界に位置づけられる事跡であると判断される。斂甗が晋侯2代燮父乃至は3代武侯寧族の墓葬であると推定される山西省天馬曲村晋国遺跡M114墓から出土している点も参考になろう¹⁴⁾。虎方の位置は、討伐時の適省地として方、鄧、鄂、曾等の地名が列举されている点から湖北省の漢水流域に近い某所であろうと想定される¹⁵⁾。中方鼎等のいわゆる安州六器が、殷王朝二里岡期における南方拠点である黄陂盤竜城遺跡の西方50kmの地で出土している点を見ると¹⁶⁾、既に周王朝勢力はこの段階で殷王朝最南進線にまで進出していた事になる。その具体的目的の1つとしては、斂が銅産地である繁（繁湯）に派遣されている点からも推測されるように〔斂甗銘〕¹⁷⁾、銅鉞の確保があったものであろう。

そうして静方鼎銘に、

隹十月甲子、王在宗周。命師中冏、省南国、相玆戩。八月初吉庚申、至告于成周。月既望丁丑、王在成周大室。命静曰、卑汝□嗣在曾、鄂白。・・・

とあるのによると、征伐の本営は成周に置かれていたものと見られる。すなわち、漢水流域方面への進出ルートとして今回選択されたのは、関中王畿から丹水を経由して直接南下する経路ではなく、一旦河南王畿に出て、改めて南下するルートであったものと考えられるのである。この点は、成周と王朝による南征事業との密接な関連性を示唆しており、注意を要する。また、静が「曾、鄂白」

(曾白と鄂白の双方を指すであろう¹⁸⁾)において「□嗣」(=管理)する事を命ぜられている点は、「白」に王官が配されていた事実を明示するものであって、「白」の王朝直轄地としての基本的性格を示唆している。また、中甗銘に「□白師」(「□白の師」とある点を見ると¹⁹⁾、「白」における駐屯軍の存在も確認される。

ここで一つ注目しておかなければならない点は、「白」と外諸侯「侯」との関連性である。曾地と鄂地には各々曾侯と鄂侯が所在しており、「曾白」と「鄂白」に隣接していたものと考えられる。「侯」の私軍を「白」と称する事例もあるが²⁰⁾、中甗銘に“「□白」の師”と表現されている以上、この場合の「曾白」や「鄂白」が「曾国の師」や「鄂国の師」ではない事は明白である。同じような「侯」と「白」の親縁性は、山西の「京白」と晋侯との間²¹⁾や、「古白」、「高白」と胡侯との間²²⁾にも認められ、「斉白」と斉侯²³⁾や「牧白」と衛侯との間²⁴⁾等にも同様の関係性が想定される。先述のように「白」には王官が配されており、あくまで「侯」とは別個の拠点であったものと考えられる。そうすると、この場合の「白」は、或いは「侯」の活動を賛助する意味も込めて交通の要衝でもある「侯」の所在地付近にあえて配置されていたものと考えられよう。なお今次の討伐にあたっては、中方鼎一銘に「隹十又三月庚寅、王在寒師。…」とあるように、王の征伐経由地として「寒師」の呼称が見えるが、この「師」は先述のように「師」字と「白」字を混用した事例であろう²⁵⁾(後掲善鼎銘の「幽師」も同例であると見られる)。

またⅠB期においては、殷王朝の旧疆域外への進出も試みられた。前掲宜侯矢簋銘で「隹四月、辰在丁未。王省武王，成王伐商囙、徯省東国囙。…」というように、“「商囙(=殷王朝の疆域)」を出て「東国囙」を省する”というのはその謂いであり、同じく明公簋銘(前期[4029])でも明公が「東国」を征伐しているように²⁶⁾、特に東方に向けて勢力圏の拡張が囙られたようである。保卣・同尊銘(前期[5415・6003])で、保が「殷東国五侯咎」に派遣されているのも²⁷⁾、殷の旧疆域以東への勢力扶植を意味するであろう。そうして、「東国」征伐の一翼を担っていた明公は令方彝・同方尊銘(前期[9901・6016]、ⅠB)によると「…隹十月、月吉癸未、明公朝至于成周、徯命。舍三事命、眾卿事寮眾諸尹眾里君眾百工。眾諸侯：侯，甸，男，舍四方命。…」というように、成周において「三事の命」、「四方の命」を統轄する大任に就いており、上記のような疆域の拡大に対応して成周を中軸とする統治機構の整備も進捗したものと見られる。

同じくⅠB期には、外諸侯の軍事的動員事例も見出される。先述の明公による「東国」征伐の際に魯侯が参与している事例がそれであり、また康王25年の小孟鼎銘(前期[2839])においても孟が剡伯等の内諸侯及び「諸侯：侯甸」と称せられる外諸侯を統帥している。但し、これらの事例において外諸侯の軍は討伐軍の主体となっているわけではなく、いわば輔翼部隊として活動していたようであり、おそらくは討伐軍本隊の進攻に際して現地協力する事を求められたものと思われる。

さて、上述の様な急速な形での勢力圏肥大化政策は、特に東方において在地諸勢力の強い反発をも喚起したようであり、ⅡA期における“東夷”の反乱を誘発する事になった。

ⅡA期の小臣謎簋銘(前期[4238—4239]、ⅡA)に、

獻、東夷大反。伯懋父以殷八白、征東夷。唯十又二月、遣自鬯白、遂東、陟伐海湄。事厥復歸、在牧白。…

とある「東夷大反」に対する伯懋父による征伐事業や、寧鼎銘(前期[2740—2741]、ⅡA)に見える王による「東夷」征伐、保貝簋銘[『近』(前期[484])]所掲の同じく王による「東夷」征伐²⁸⁾、旅鼎銘(前期[2728]、ⅡA)の公大保による「反夷」征伐、そして班簋銘(中期[4341]、ⅡA)に見え

る毛公による「東国瘡戎」征伐等は、いずれもこの時期生起した“東夷”反乱に関する記事であると考えられる。

就中、伯懋父は「殷八白」を徴用して東夷を征伐しており、「𤯒白」²⁹⁾を起点として東征し、帰還時には「牧白」に所在している。「白」を征伐軍の中核部隊として徴用する事例はこれが初めてであり、「𤯒白」や「牧白」も軍事面での人的・物的な供与地として利用されていたものであろう。「殷八白」を徴用している点から、今次の征伐の本営が成周であった事は明らかであり³⁰⁾、また王も征伐時に成周に所在していたようである〔厚趠方鼎銘（前期〔2730〕、Ⅱ）³¹⁾〕。なお、旅鼎銘に「隹公大保、来伐反夷年、在十又一月。庚申、公在𤯒白。…」とあり、公大保の所在地として「𤯒白」が見えるが、この場合の「白」も軍事拠点として活用されていたものであろう。𤯒地には嗣土職の存在も認められ〔𤯒嗣土幽尊・同卣銘（前期〔5917・5344〕、Ⅱ A）〕、王朝直轄地として機能していたものと見られる。また、寧鼎銘を見ると「隹王伐東夷。濂公命寧眾史旃。曰、以師氏眾有嗣後国、□伐𤯒。…」というように、「師氏」や「有嗣後国」のような王朝直轄軍も投入されていた事が判る（班簋銘に見える毛公の場合は、呉伯、呂伯の内諸侯軍を統帥している³²⁾）。

“東夷”征伐において一定の成果を挙げた周王朝は、ついで南方疆域の更なる拡大を意図して楚荊征伐へと向かった。関連器銘は、過伯簋銘（前期〔3907〕）、堆叔簋銘（中期〔3950—3951〕）、𤯒簋銘（中期〔3976〕）、令簋銘（前期〔4300—4301〕、Ⅱ A）、𤯒簋銘（前期〔3732〕）、京師畹尊銘（文物 2010—1（昭王期））等であり、共王期の史牆盤銘（中期〔10175〕、Ⅱ）に「…弘魯昭王、広能楚荊、隹𤯒南行。…」とあるのによると、昭王期の事跡である事は確実である。征伐の本営となっていたのは、堆叔簋銘に「唯九月、堆叔従王。員征楚荊、在成周。…」とあるのによると、おそらく成周であったものと考えられ、京師畹尊銘に「王涉漢伐楚。…」とあるのによると、戦域は漢（水）流域以南に及んだものと見られる。また、令簋銘で「隹王于伐楚伯、在炎。…」というように、王の経由地となっている「炎」には、関連器銘であると思われる召尊・同卣銘（前期〔6004・5416〕、Ⅱ A）に「唯九月、在炎白。甲午、伯懋父賜召白馬敏黄髮微。…」とあるのによると、「炎白」³³⁾が所在していたようであり、今次の征伐に際しても軍事的供与を担っていたものであろう。

そうして『竹書紀年』に「周昭王十六年、伐楚荊、涉漢、遇大兕」〔『初学記』卷7地部下所引〕とあり、また「周昭王十九年、天大暋、雉兔皆震、喪六師於漢」〔『初学記』卷7地部下所引〕とあるのによると、今回の楚荊征伐で中核部隊となっていたのは、王朝直轄軍の「六白」であったようであり、「喪六師於漢」、「王南巡不返」〔『太平御覧』卷874咎微部所引〕とあるのによると、「六白」は今回の作戦で大敗を喫し、また昭王も遠征先で死去したものと見られる。すなわち、周王朝は漢水方面において戦略上の重大な挫折を経験したのであり、この事が「中期改革」期以降になって陝東戦略を再考する契機ともなったと考えられる。

第二章 「中期改革」期以後〔林断代：Ⅱ B～Ⅲ B期〕における陝東戦略方針

Ⅱ B 期に入ると、南方戦域は漢水流域から淮水上中流域へと後退する。主敵として淮夷が初出し、当該期における淮夷征伐の関連器銘としては𤯒戎卣銘（中期〔5419—5420〕、Ⅱ B）、禹鬲銘（中期〔948〕、Ⅱ）、𤯒卣銘（中期〔5411〕）、𤯒尊銘（中期〔6008〕）、𤯒簋銘（中期〔4322〕、Ⅱ B）、同方鼎二銘（中期〔2824〕、Ⅱ B）等を挙げる事ができる。

彛戎直銘によると「王命戎曰、馭、淮夷敢伐内国。汝其以成周師氏、戍于古白。伯雍父蔑彛曆、賜貝十朋。・」というように、「内国」に侵寇して来た淮夷に対し、彛戎は「成周師氏」を動員して「古白」³⁴⁾に“屯戍”している。「成周師氏」を統帥している点から、今回の戦役の本営が成周に置かれていた事が推定され、またⅡ A 期と同様に王朝直轄軍が主力とされていたようである。一方、禹顛銘によると師雍父（伯雍父）も「古白」に“屯戍”しており、「白」の軍事駐屯地としての性格が再確認される。彛戎の子である戎が所在している「高白」も同様の軍事拠点であったものと考えられ〔戎簋銘〕、戎は王朝直轄軍である「有嗣師氏」〔戎簋銘〕や「虎臣」〔戎方鼎二銘〕を統帥している。

また、同じくⅡ B 期の競白銘（前期 [5425]、Ⅱ B）によると、「佳伯辟父、以成白即東命、戍南夷。正月既生霸辛丑、在𡗗。・」というように、伯辟父が「成白」を徴用して“東命に即き”「南夷」に屯戍している。「南夷」は後述する夷王期の南征記事の事例から見て「淮夷」を指すものと考えられるが、成周周辺に位置していたと見られる「成白」の軍を東方に派兵しているという点から³⁵⁾、淮水中流域方面に対する戦役であったものと推定される。そうして、成周近辺の軍が徴用されているという点から見て、今次戦役の本営も成周に置かれていたものと思われる。

なお、この時期の前後に繋げられると見られる啓貯簋銘（中期 [4047]）では「・・鑄旅簋。佳巢來伐、王命東宮、追以六白之年。」というように、巢の侵攻に際して「六白」が動員されている。統帥の任にあたっている東宮は懿王元年の召鼎銘（中期 [2838]）に見え、また後掲盂方尊銘（Ⅱ B）にも「六白」が見える点を考慮すると、Ⅱ B 期において既に「六白」は再建されていたものと考えられる。そうして、巢の位置を河南省新野県東北に比定する説に従うなら³⁶⁾、今次の戦役も成周付近を本営とした南伐であったものと推定される。

この他、Ⅱ B 期には「幽白」の事例が見出される。趯簋銘（中期 [4266]、Ⅱ B）によると「唯三月、王在宗周。戊寅、王格于大廟。・・王若曰、趯。命汝作幽白冢嗣馬、啇官僕、射、士、訊、小大又隣。・」というように、「幽白」には冢嗣馬が配置されており、王朝直轄地としての性格と軍事駐屯地としての機能が確認される。「幽白」に関連すると見られる「幽蓋白」が莽京の大池で行われた王朝祭祀に参加している点も〔静簋銘（中期 [4273]、Ⅱ B）〕、その王朝直轄軍としての性格を示唆するであろう。又、善鼎銘（中期 [2820]）を見ると、

佳十又二月初吉、辰在丁亥。王在宗周、王格大師宮。王曰、善。昔先王既命汝佐胥彛侯。今余唯肇饗先王命、命汝佐胥彛侯、監幽師戍。・

というように、善に対して“彛侯を「左胥」（＝輔佐）し、「幽師」の屯戍を監する事”が命ぜられており、「幽師（幽白）」の本来的所管者として外諸侯「侯」の名が挙げられている。この事例は、先述した“「侯」と「白（師）」の親縁性”を改めて想起させるものであるが、但し実際に管轄の任にあたっていたのは王官であったという点について確認しておきたい。時に「侯」が（おそらく隣接して所在しているという理由により）「白」の董督を委ねられる事があったとしても、実際に現地で主管者の任に就くのは王官であったのであり、王朝直轄地としての基本的性格は変わらなかったものと思われるのである。

さて上述のように、Ⅱ B 期においては未だに征伐軍の主帥はその多くが王官であり、また各地の「白」が経略の拠点とされていたのであるが、Ⅲ A 期の夷王代以降になると、次第に状況が変化し始める。そもそも王朝による「中期改革」は当初関中王畿を発源地として、冊命儀礼の導入に代表されるように“内政改革的”側面から着手されたものと考えられ³⁷⁾、それらによる一定の成果を俟って初めて、陝東地域に対する政策改変に取り組んでいったものと見られる。

まず夷王3年には『竹書紀年』に「三年、致諸侯、烹齊哀公于鼎。」〔『史記正義』周本紀所引〕とあるように齊征伐を行い、齊哀公を処刑したとされる。齊は孝王5年にも一度征伐を受けており〔師旂簋二銘（後期〔4216—4218〕、Ⅲ A）〕、今次の軍征では第一次征討終結時にいまだ鎮定しきれていなかった残存抵抗勢力も含めて掃討したものであろう。おそらく齊は、今回の征伐を承けて初めて王朝に対し「帰順」したものと考えられ、王朝のいわゆる“封建制度”に組み込まれたものであろう³⁸⁾。

ついで夷王9年には眉敖征伐が行われている〔𠄎伯簋銘（後期〔4331〕）〕。眉敖は孝王9年に王朝に遣使しており〔裘衛鼎二銘（中期〔2831〕、Ⅱ B）〕、既に従前において帰順していたものと考えられるが、今回何らかの事情で討伐の対象とされたものである。翌10年に眉敖は「見事」し、貢を献上している。貢を献納している点から、淮夷系の族であった事が推測され³⁹⁾、今後本格的に着手される淮夷経略の一環（いわば前哨戦）であったものと思われる。

続く夷王13年、「王征南夷」〔無異簋銘（後期〔4225—4228〕、Ⅲ A）〕というように、王による「南夷」征伐が行われた。「南夷」は、応侯見工鼎銘〔『近二』（中期〔323〕）〕所掲の「南夷毛」を指していたものと考えられ、「南夷毛」は応侯見工簋銘〈中原文物2009—5（孝王～夷王期）〉で「淮南夷毛」と換称されている点から、「南夷」は「淮夷」であった事が確認される。今次の征伐で主帥格となっていたのは周系外諸侯の応侯見工であり、応侯見工鐘一・二銘〔『近二』（中期〔9—10〕）〕で王が成周より帰途に就いている点から、成周に本営が置かれていたものと見られる。外諸侯が討伐軍の主体となるというのは今回が初めてであり、この時点において陝東戦略に関する重大な変更がなされたものとする事ができる。戦役終結後、応侯見工は王に帯同されて関中王畿に至り、周（周原）で賜与を受けているのであるが⁴⁰⁾、おそらく外諸侯としては初めて冊命儀礼の受命者となっていたものと見られる。このような点も、陝東地域を「中期改革」の対象としようとする王朝側の意図を反映しているであろう（また、内諸侯大族の榮伯を“右者”に起用する事で、〈内諸侯—外諸侯〉間の序列関係を冊命儀礼によって再確認させようとしている⁴¹⁾）。

そうして夷王16年には、士山盤銘〔『近二』（中期〔938〕）〕に、

・王在周新宮。王格大室、即位。・王呼作冊尹、冊命山。曰、于入萆侯、出、徵都、荊、方服、暨大藉服、履服、六孳服。萆侯、都、方賓貝、金。・

というように、王官の士山が萆侯を経由して都、荊、方からの服事（＝貢賦）徴収に赴いている。13年の「南夷」征伐成功の結果、再び漢水方面の諸国との交通ルートが開かれたものであろう⁴²⁾。鄂等との交渉も、この頃に再開されたのではないかとと思われる。

ここで萌芽的に認められるのは、外諸侯「侯」を仲介として、荊楚等の十分に把捉しきれていない諸国や諸夷から貢納物を徴収するというシステムの存在であり、夷王期以降に王朝が志向した陝東戦略改変の目的も、おそらくはこのような〈外諸侯—諸夷〉間の序列関係を基軸とする“貢納システム”の構築にあったものと思われる。では何故、従前から陝東各地に散在する「白」ではその役割（外諸侯が所管している仲介者としての役割）を担う事ができなかったのであろうか。その点についての示唆を与えるのが、厲王期に見られる外諸侯の諸反乱記事である。

先述の“貢納システム”の構築は、諸夷の負担を確実なものとするのみならず、仲介者となる外諸侯にとっても新たな役務の賦課を意味し（士山盤銘によると、外諸侯〈萆侯〉も貢納負担していた）、外諸侯及び諸夷の叛意を誘発する事につながったものと見られる。

厲王初年の宗周鐘銘（後期〔260〕、Ⅲ）に⁴³⁾、

王肇適省文，武勤疆土。南国戾子敢陷虐我土。王敦伐其至、撲伐厥都。戾子迺遣間、來逆昭王。

南夷、東夷具見、廿又六邦。・・

とある南国段子の反乱はそのような背景をふまえて勃発したものであろう。なお今回の親征でも、本営は成周に置かれていたものと見られる〔叔尊父盨銘（後期〔4454—4457〕、Ⅲ A）⁴⁴⁾〕。段子の反乱を鎮定した際に、段子の帰順に随う形で「南夷」、「東夷」の26邦も“入見”しているのであるが、おそらくは彼等も今回の段子反乱に与していたために、段子と同時期における服属儀礼参与を命ぜられたものであろう。そうすると、南国段子の反乱は〈外諸侯—諸夷〉間の序列関係を基軸としていた事が推測され、在地系諸侯の段子と「南夷」、「東夷」との間には、従前から（周王朝が容喙しない）独自の関係が形成されていたのではないかと推測される。そして、おそらくは王朝による“貢納システム”形成もこの独自の関係に依拠していたものと考えられ、それであるが故にこのシステムは外諸侯の仲介を必要とするものであったのであり、また「白」にその役割を担わせる事ができなかった理由もここに存したものと思われる。

厲王初年における一定の戦果をふまえ、厲王18年には駒父盨銘（後期〔4464〕）に、

・・南仲邦父命駒父、即南諸侯、率高父見南淮夷。厥取厥服、勤夷俗。豕不敢不敬畏王命。逆見我、厥献厥服。我乃至于淮、小大邦亡敢不□具逆王命。四月、還至于蔡。・・

とあるように、王官の駒父が「南諸侯」に依拠して「淮夷の小大邦」から服事を徴収している。夷王期と同様に、厲王期においても引き続き“貢納システム”の構築が進められていた点が確認されるであろう。また、従来頻出していた各地の「白」に関する事例が見出されない点も夷王期と同様なのであるが、厲王23年の小克鼎銘（後期〔2796—2802〕、Ⅲ B）に「・・王命善夫克、舍命于成周、適正八白之年。・・」とあり、成周で「八白」の査察が行われているように、「八白」及び「六白」に関しては整備が進められていたようである⁴⁵⁾。或いはこの時期の王朝は、「現地支配方式」の軍事的側面において、外諸侯「侯」に従前以上の役割を期待する一方で成周所在の王朝直轄軍の強化に努め、“成周で以て陝東外諸侯を統轄する”体制の再編を意図していたのではあるまいか。

他方、征伐時の軍事編成という面においては、夷王期と厲王期の間に若干の相違がある。虢仲盨銘（後期〔4435〕、Ⅲ A）は、淮夷の呼称法の面等から厲王期の器銘であると見られるものであるが⁴⁶⁾、「虢仲以王南征、伐南淮夷。在成周。・・」とあり、また関連器銘であると見られる柞伯鼎銘〔『近二』（後期〔327〕）〕に、

隹四月既死覇、虢仲命柞伯。曰、在乃聖祖周公、繇有功于周邦。用昏無及、広伐南国。今汝其率蔡侯、左至于昏邑。既圉城。命蔡侯告徴虢仲。遣氏曰、既圉昏。虢仲至。辛酉、搏戎。・・

とあるのによると、I B期と同様に内諸侯大族が征伐軍の主帥格に就き、外諸侯「侯」は輔翼部隊として現地協力するという方式が採られている（なおこの時の征伐でも、本営は成周に置かれていたようである）。先述のように既に夷王期においては、外諸侯「侯」が討伐軍の主体となる事例が見出されていたのであるが、この事例によると再び内諸侯軍を核とする編成に戻っているのである。このような政策上の後退の背景としては、南国段子の乱が影を落としていたものであろう。この頃の王朝は、特に在地系外諸侯に対して一定の不信感を抱いていたものと思われ、また軍事的力量という側面においても未だ外諸侯に対して十分な信を置くに至らず、外諸侯中心の軍事編成にほぼ完全に切り替える事に対して躊躇していたものであろう。そのため、討伐軍編成の様な重要事にはやはり従前通りの内諸侯大族に依拠する形式が踏襲されたものと考えられるのである。今回の征役に従軍した主だった将帥がいずれも周系内外諸侯であったという点（虢仲、柞伯、蔡侯）も、諸侯対策に関する上述したような王朝側の見方を示唆するであろう。

一方、先述したような“成周の軍事力で以て陝東外諸侯を制する”という王朝の構想は、厲王晩年に勃発した鄂侯反乱によって一頓挫を経験する事になった。厲王代の器銘と見られるⅢB期の禹鼎銘（後期〔2833—2834〕、ⅢB）に⁴⁷⁾、

・・烏虘、哀哉、用天、降大喪于下国。亦唯鄂侯馭方率南淮夷、東夷、広伐南国、東国、至于歷内。王迺命西六白、殷八白曰、撲伐鄂侯馭方、勿遺寿幼。肆白彌恤勾匱、弗克伐鄂。肆武公迺遣禹、率公戎車百乘、斯馭二百、徒千。曰、于匡朕肅謨、夷西六白、殷八白伐鄂侯馭方、勿遺寿幼。事禹以武公徒馭、至于鄂、敦伐鄂休。獲厥君馭方。・・

とあるのによると、鄂侯馭方は「南淮夷」と「東夷」を従えて「南国」及び「東国」を席捲しており、今回の反乱も先述した南国反乱の乱と同様に、〈外諸侯—諸夷〉間の序列関係を基軸とする“貢納システム”を逆手にとる形で引き起こされたものであった事が判る。これに対抗して王朝では「西六白」、「殷八白」を動員して征伐に向かわせたのであるが、あえなく敗退した。「八白」が動員されている点及び関連器銘であると見られる敵簋三銘（後期〔4323〕）で王が成周に所在している点等から、今回の征役の本営も成周に置かれていたものと考えられる。また、厲王はこれ以前にも「南淮夷」を征伐して「角津」と「桐適」を伐っており〔蓼生盥銘（後期〔4459—4461〕）〕、帰還時に鄂侯馭方が納醴している〔鄂侯鼎銘（後期〔2810〕）〕。この時の征伐が厲王33年の「東国」、「南国」適省記事〔晋侯蘇鐘銘〔『近』（後期〔35—50〕）〕⁴⁸⁾〕に該当するものであるとすると、鄂侯反乱は厲王34～37年の間に起こったものと推定される。

さて、「西六白」、「殷八白」敗北という緊急事態に直面した王朝では急遽、内諸侯大族の井武公⁴⁹⁾の属臣である禹を主帥とする一軍を派遣し、これに「西六白」、「殷八白」を統帥させる事によって、漸く鄂侯反乱を鎮定したのである。ここで確認されるのが、内諸侯大族軍の精強化と比べて対照的な陝東地域における王朝直轄軍の頹勢である。先述の様に陝東地域の「白」については、特に成周において軍事力整備を進める方針が採られていたものと想定されるのであるが、そのような方向性が結果として王朝直轄軍の充実に巧く作用していなかったのではないかと推測されるのである。これに対して内諸侯大族軍の着実な発展が認められる理由は、或いは“貢納システム”の確立によって関中王畿内所在の大族に貢賦物が円滑に再分配されるようになったためであろうか。

いずれにしろ、内諸侯大族が軍事的に強勢化していた事は確かであり、彼等はそのような軍事的力量を背景としてクーデタを執行し、厲王を彘地に放逐するに至った。厲王は陝東出自者を重用して恩倖的主従関係の形成を進める一方、井氏の所領転賜の事例に見られるように内諸侯大族に対しては冷遇的措置をとっていたようであり⁵⁰⁾、他方征伐時には南淮夷や鄂侯反乱の鎮定時に見られるように、内諸侯大族の軍事力に依拠していた。おそらくは、このような王朝内人事面における不満や軍事的負担の昂進が厲王に対する敵意の温床となっていたものであろう。そうして、鄂侯反乱時に王朝直轄軍が露呈した脆弱さがクーデタ決起の契機になったものと思われる。その後、関中王畿内には内諸侯大族が主導権を握る宣王政権が発足し⁵¹⁾、彘に拠点を構えた厲王政権と対峙する事になった。

共和期を経て2つの王権が合流するきっかけとなったのは、両者の主魁であった伯穌父と厲王の死であった⁵²⁾。形式的には関中王権による彘王権の吸収という形になったが、重要な点は彘王権が14年間にわたって築いた陝東支配に関するノウハウも関中王権に伝えられたという点である。厲王が所在していた彘地は晋国内に所在しており⁵³⁾、そもそも当初より晋侯（厲王出奔時の晋侯は6代靖侯）の協力なしには立ち行かなかったものと思われる。そうしてその保護下に入る事で、周系外諸侯

の軍事力が王朝にとって如何に有用であるかという点について、再認識させられたであろう。このような共和期の経験が、宣王親政期における陝東戦略で生かされたのである。

Ⅲ B 期の宣王代に入り、まず着手されたのは“貢納システム”の再建であった。王朝の貢納システムは共和年間の混乱期に一旦機能不全に陥っていたものと考えられ、貢納物の再分配を必要とする内諸侯大族の要望という観点からも、その復活が急がれたものであろう。宣王 3 年の頌鼎・同簋・同壺銘（後期 [2827—2829・4332—4339・9731—9732]、Ⅲ B）に「・・王曰、頌。命汝官嗣成周貯甘家、監嗣新造貯。用宮御。・・」とある成周の「貯」（＝保管物）とは、貢納物を指していたものと考えられ、同 5 年の兮甲盤銘（後期 [10174]、Ⅲ B）では、「・・王命甲。政嗣成周四方積、至于南淮夷。淮夷旧我賁人。毋敢不出其賁，其積，其進人。・・」というように、兮甲に対して成周に集積される「四方積」（＝四方からの貢賦品）の管理及び南淮夷からの貢賦徴収が命ぜられている。すなわちこの事跡によると、陝東地域各地から徴収される貢納物は一旦成周に集積された上で、関中王畿へ送付されていたものと考えられる。「淮夷旧我賁人」とある点は“貢納システム”の一時的途絶を示唆しており、王官を貢納物徴収のために派遣する事は夷王期の士山や厲王期の駒父の例と同様である。また、宣王 23 年の器銘であると見られる士百父盨銘 [『近二』（後期 [457])] で⁵⁴⁾、「・・王命士百父殷南邦君諸侯。乃賜馬。王命文曰、率道于小南。唯五月初吉、還至于成周。・・」というように、王官の士百父が「南邦君諸侯」を会同している事例も、外諸侯を確実に把捉する事で〈外諸侯—諸夷〉間の序列関係に基づく“貢納システム”の機能安定化を意図した措置であったものと評価できるであろう。士百父の活動拠点、貢納物が集積される成周に置かれていたものと見られる。

但し、宣王 5 年には早くも、関中地域を主戦場として獫狁との攻防が始まっている〔前掲兮甲盤銘⁵⁵⁾〕。征伐軍の主帥となっていたのは、虢氏や井氏のような周系内諸侯大族であり〔宣王 12 年の虢季子伯盤銘（後期 [10173]）や不嬰簋銘（後期 [4328—4329]、Ⅲ A）⁵⁶⁾、多友鼎銘（後期 [2835]）⁵⁷⁾〕、この点は今回の征役が関中王畿の安全保障に直結する性格を持っていたという面と関係していたものと思われる。なお、多友鼎銘では「京白」が攻防の焦点となっているのであるが、時期的な側面及び晋侯が関与していない点等から、宣王 16 年に王官の克が適省している「京白」〔克鐘銘（後期 [204—209]、Ⅲ B）〕と同様に関中地域の「京白」を指していたものと考えてよからう⁵⁸⁾。

一方、宣王 12 年には魯国で懿公戯が公位に就いている。戯はこれ以前、魯武公が入朝した際に宣王によって立太子されたと伝えられており⁵⁹⁾、事実上王朝によって擁立された傀儡的国君であったと考えてよからう。外諸侯の運用に関し一定の躊躇が見られた厲王期と異なり、宣王期においては公位継承への干渉すら辞さない形でその統制に意が払われている事が判る。このような積極的な外諸侯政策の背景には、先述の様に共和期の僉王権のもとで培われた“周系外諸侯の軍事力の有用性に関する再認識”が関係していたものと思われ、また後述する淮夷の動向への対応という側面もあったであろう。なお、同時期に斉国では胡公派によって国君である厲公が弑殺されるという政変が起こっている⁶⁰⁾。おそらくはこれも、斉国を確固とした統制のもとに置こうとする王朝側の画策によるものであったのではないかと推測されよう。但し、間もなく厲公派が巻き返しを図って胡公派を打倒し、文公を擁立しているので、斉に対する王朝の目論見は頓挫したようである。

ついで宣王 21 年には、魯国で懿公弑殺の政変が起こり、廢太子括の子である伯御が自立した。今回の政変の背景としては、従来と異なる王朝側の干渉強化に対する魯国国人層の反発が想定されよう。この頃、淮夷の活動域は淮水下流方面に移動していたようであり、おそらくは泗水流域経由で山東方面への侵攻を図っている。史密簋銘 [『近』（中期 [489])] に、

隹十又二月、王命師俗、史密、曰、東征、徂南夷。盧、虎会杞夷、舟夷、謹、不阡、広伐東国。齊白、族徒、遂人乃執鄙、寛、惡。師俗率齊白、遂人、左□伐長必。史密右率族人、萊伯、𤇀、眉周伐長必、獲百人。・ ・

とあり、師俗と史密が“東征”して「東国」を攻掠する「南夷」を迎撃しているというのはそのような事態を指しており、同時期の器銘であると見られる師寰簋銘（後期 [4313—4314]、Ⅲ B）に、

王若曰、師寰父。淮夷繇我賁𤇀臣、今敢𤇀厥衆段、反厥工吏、弗積我東国。今余肇命汝、率齊市、賁、萊、𤇀、尿、左右虎臣、征淮夷、即質厥邦曾。・ ・

とあるのによると、淮夷は「東国」からの貢賦納入を阻害していたようである。今次の征役では「齊白」（「齊市」）が動員されており、陝東地域において地域拠点的な「白」が未だに一部では健在であった事が判る⁶¹⁾。但し、萊伯（萊）、𤇀（𤇀）、眉（尿）、賁⁶²⁾等の陝東系在地外諸侯が重要な戦力として動員されている点は従来とは異なっており、既に「白」や「左右虎臣」のような王朝直轄軍のみによっては征伐の完遂が覚束ないという事情を反映しているものと思われる。

宣王 32 年に至り、宣王は魯国を親征して伯御を誅殺し、懿公の弟である孝公称を擁立している。その際、宣王は孝公に対して特殊な権能を付与していたようであり⁶³⁾、今度こそ魯国を介して東国諸侯を王朝の統制下に置こうと企図していたものであろう。また、前掲晋侯蘇鐘銘に、

・ ・王親命晋侯蘇。率乃白、左洹𤇀、北洹□、伐夙夷。・ ・王至晋侯蘇白。王降自車、位南嚮、親命晋侯蘇。自西北隅敦伐𤇀城。・ ・王隹返婦、在成周公族整白宮。・ ・王御于邑伐宮。・ ・王格大室。𤇀工揚父入右晋侯蘇。王親儕晋侯蘇拒鬯一卣、弓矢百、馬四匹。・ ・

とある夙夷（宿夷）征伐も⁶⁴⁾、おそらくは今回の山東親征時に行われたものであろうと思われる。征伐軍の主帥格に就いていたのは晋 8 代献侯蘇であり、先述した夷王期の応侯見工と同様に王朝軍の中核となっている。また、戦後の冊命儀礼で受命者となっている点も応侯見工と同例であり、その儀礼の場が成周である点から、今回の征役の本営も成周に置かれていたものと考えられる。

ところで、宣王 30 年代に入ると再び玁狁の蠢動が活発化するるのであるが、この頃の玁狁は主に山西方面に侵寇していたようである。そうして、山西方面における玁狁の南下に際して徴用されていたのも晋侯の軍であり、晋 9 代穆侯が王朝軍と共同出兵して條戎等を討伐している（宣王 39 年の條の役及び 42 年の千畝の役）⁶⁵⁾。また宣王 42 年の逯鼎一銘〔『近二』（後期 [328—329]）〕には、

・ ・王在周康穆宮。旦、王格大室、即位。・ ・王若曰、逯。・ ・余肇建長父、侯于楊。余命汝、奠長父。休、汝克奠于厥白。汝唯克型乃先祖考兵玁狁。出捷于井阿、于曆𤇀。汝不𤇀戎。汝𤇀長父以追、搏戎。・ ・

というように、楊侯封建と楊侯による玁狁征伐の記事が見え、晋侯以外の外諸侯軍も山西方面での戦役に動員されていた点が了解される⁶⁶⁾。

以上のように、Ⅲ A 期以降には外諸侯軍の徴用事例が頻出するようになっており、殊に陝東戦略の面で周系外諸侯「侯」に依存する傾向が認められるのである。

第三章 「六白」、「八白」と陝東戦略方針

先述のように、「中期改革」期以前の陝東戦略においては、各地に配置された「白」が軍事上重要な役割を担っていたものと見られるのであるが、その中でも特に“要”として位置づけられていたの

が「六白」と「八白」であったと考えられる。ところが、そのように重大な存在であるはずの「六白」,「八白」について、従来の諸家の見解には必ずしも首肯できない部分がある。それ故、本章では「六白」,「八白」の概要及びその陝東戦略との関わりについての私見を提示し、本稿の結びとしたい。

さて、まず「八白」に関しては「成周八白」と「殷八白」の二者に分けられるとする見解⁶⁷⁾と、「成周八白」,「殷八白」を同一組織と見る説⁶⁸⁾がある。前者の説では、「成周八白」及び「殷八白」の所在地としてそれぞれ「成周」と「殷故都(=衛地)」を想定するのであるが、衛地には衛侯や「牧白」等が所在しており、またそもそも金文史料において衛地を「殷」と称している例はなく、I B期以降に王朝名として用いられている⁶⁹⁾。思うに、この見解は「殷」字の解釈〔殷地(=衛地)〕に拘泥した結果であって、むしろこの場合の「殷」とは、李学勤1987等が指摘されているように「成周や殷故都も含めた殷王朝の旧疆域」を意味する総括的呼称であったと理解するのが適当であろう⁷⁰⁾。前掲宜侯矢簋銘所掲の「商囟」と同例であり、「殷八白」は「成周八白」を所轄地域の総括的呼称で換称したに過ぎないものと考ええる。それ故、例えば「八白」の駐屯先の地名によって「殷八白」や「成周八白」に呼称を切り替えていたとする説⁷¹⁾も当然排除される。

この他「八白」に関しては、陝東各地に点在する諸白の総称とする説(諸白はいずれも八白に所属したと見る)⁷²⁾や東方各国の軍隊を編成したものであるとする説⁷³⁾等もあるが、いずれも憶説の域を出ない。例えば、もし陝東諸白を包括したものが「八白」であると主張するのならば、「六白」についても同様の説明をせねばならないであろうが、その点について全く言及されていないのは不審である。

そうして、このような「殷」字に対する拘泥が、「六白」,「八白」の構成員に関する理解をも歪めている。すなわち、「八白」は殷遺民を主な構成員とするが故に「殷八白」と呼ばれたのであるとし、周人を主な構成員としていたものと想定する「六白」と対比的に捉えようとする見解である⁷⁴⁾。このような所説に依拠する諸家の多くは、「成周八白」,「殷八白」を同一組織と見る立場をとっており、要するにその所在地によっては理解出来ない2つの名称の併用を、その構成員の点から説明しようとしたものである⁷⁵⁾。つまり、所在地名をとって「成周八白」と呼ばれ、その構成員の族名をとって「殷八白」と呼ばれたのである、と解釈しようとしたものである。しかし、「八白」が「殷の遺民から編成されていた」事を証する史料は存在せず、また「六白」が「周の本族人から編成されていた」事を証する史料も存在しない。ましてや、「八白」について「殷遺民を主体としていたものの、統率者は周人であった」とする見解に至っては⁷⁶⁾、憶説に憶説を重ねたものであると言わざるを得ない。

特に「中期改革」期以前においては、陝東系武官の活躍事例が頻見しており⁷⁷⁾、「六白」及び「八白」の双方に周系及び陝東系が共に登用されていた可能性を否定する事は難しいと思われる。

次に「六白」の所在に関しては、関中王畿に想定するという点で諸家の説は一致している⁷⁸⁾。しかし、実は「六白」が関中王畿に所在した事を証する金文史料も存在しない。

「六白」の所在に関する確実な金文史料として挙げられるのは、春秋期の器銘である子犯編鐘銘[『近』(春秋後期[10—25])]のみである。同器銘では、

唯王五月初吉丁未、子犯佑晋公左右、来復其邦。諸楚荊不聽命于王所。子犯及晋公率西之六白、搏伐楚荊。孔休。大攻楚荊、喪厥白、滅厥夬。子犯佑晋公左右、燮諸侯、得朝王、克奠王位。…とあるように、城濮の戦い(前632年)の際に晋文公が「西之六白」を統帥したとされており、この

時点で「六白」が成周に所在していた事は確実である⁷⁹⁾。問題は、それが何時からかである。

厲王期の前掲禹鼎銘によると、鄂侯反乱の際に「西六白」は「殷八白」と共に成周を本営として征伐に従事している。「殷八白」が「東夷」の「東国」への侵攻に対処していたと見られるのに対し、「西六白」は「南淮夷」の「南国」への攻掠に対応していたものと考えられ、東征する「殷八白」と南征する「西六白」は成周を基点として相連携し合いながら軍事行動をとっていたものと見られる。そうすると、この頃既に「六白」は成周付近に本拠を置いていたと見るのが妥当なのではないかと考えられるのである。

そうして又、Ⅱ B 期の盞方尊・方彝銘（中期 [6013・9899—9990]、Ⅱ B）によると、

唯八月初吉、王格于周廟。・・王冊命尹、賜盞赤市、幽亢、攸勒。曰、用嗣六白，王行，参有嗣：嗣土，嗣馬，嗣工。王命盞曰、鞫嗣六白眾八白鬻。・・

というように、盞は〈「六白」と「八白」の鬻の鞫嗣（＝兼任）〉を一任されており、兼任が機能的に為され得るという点から見て、「六白」と「八白」の所在地が相当隣接していたのではないかと推測される。また、「六白」が主力軍として動員されているⅡ B 期の巢征伐や昭王代（Ⅱ A 期）の楚荊征伐がいずれも成周を本営としていたと見られる点を参照すると、おそらくⅡ A～Ⅱ B 期の交界の辺りには既に「六白」は成周付近に所在していたものと推定されよう。

ここで参考になるのが、西周代の成周に関する考古学的知見である。成周は当初、灤水兩岸地帯に建設されたものと考えられており⁸⁰⁾、周系貴族墓によって占められる北窖村龐家溝西周墓地は灤水の西岸に所在し⁸¹⁾、殷遺民墓は灤水東岸に分布する⁸²⁾というように計画性を以て造営されていた。ところがその後、西周中期以降になると北窖村遺跡は衰微していき、西周代最大規模とされる鑄銅遺址も共王期頃以降には廃棄されたものと見られるのである⁸³⁾。

そして、灤水兩岸地帯の西周遺跡が衰微するのと歩調を合わせるかの如く、灤水流域東方に位置する漢魏洛陽故城の地に西周代城址が建造されたのである⁸⁴⁾。一方、時を同じくして灤水流域西方に位置する澗水兩岸地帯（後の王城の地）でも遺址が豊富になり始めており、当該地で出土した土器は共王期以降のものが主なのである⁸⁵⁾。

思うに、漢魏洛陽故城における西周代城址の建造と澗水兩岸地帯の遺址の出現は相連関していたものと推測され、「中期改革」と連動する動きであったものと考えられよう。すなわち、東方における城址の造営はⅡ A 期の「東夷大反」を受けての動きであり、西方における遺址の出現はⅡ B 期の淮夷北進に対応する措置であったものと思われる⁸⁶⁾。そうして、この時点で「八白」は東方城址のもとへ移転したものと考えられ、また「六白」は澗水兩岸地帯に拠点を定めたのではあるまいか。『詩』又は『書』に「六白」が見えるのに対して「八白」が見出されない点は⁸⁷⁾、「六白」と関中王畿との親縁性を示唆するものと思われ、陝東地域で発足した「八白」とは異なり、「六白」の成立地点はやはり関中王畿であったのではないかと推測される。そうして、「中期改革」期に入って上述の理由から澗水兩岸地帯に移転したものと考えられるのである。

この後、“東遷”期に 13 代平王は澗水下流域の地に遷居するが⁸⁸⁾、これは澗水下流域の拠点が「六白」の所在地であり、南征ルートの基点となっていた点と関連があるであろう（平王は姻族である申侯のもとから北上して洛水流域に至ったものと見られる）⁸⁹⁾。要するに平王遷居以降、26 代敬王が王子朝の乱に際して漢魏洛陽故城の地に遷るまで⁹⁰⁾、成周は澗水下流域に立地していたのであり、18 代襄王の時代、城濮の戦いの時点で「六白」が成周に所在していたのは、以上のような経緯によるものと考えられるであろう。「西六白」の「西」とは、或いは西周代の成周から見て西方に位置した事に

由来する呼称なのではあるまいか⁹¹⁾。

終わりに

本稿では、「中期改革」期を境に変貌する西周王朝の陝東戦略について考察した。「中期改革」期以前において重要な戦略拠点であった王朝直轄拠点である各地の「白」は、「改革」期以降になって次第に頽勢が顕著となり、これに代わって周系内外諸侯の台頭が著しくなっていたのである。このような政治動向は、王権の弱体化と内外諸侯の強勢化に関連していたものと考えられ、やがて本格化した関中内諸侯大族と陝東外諸侯の衝突の渦中で西周王権は自壊していったものと見られるのである。

注

- 1) 本稿では、いわゆる爵称としての“侯”を称する諸侯（金文では「侯于某」の表現で以て、某地に封ぜられた諸侯）の場合、特に「侯」と表記する事にし、凡称としての諸侯と区別する。
- 2) 「白」については本論において後述。「𡩺」の事例としては、師虎簋銘（中期 [4316]、Ⅱ B）に見える「杜𡩺」や、蔡簋銘（後期 [4340]）に見える「滅𡩺」等を挙げる事ができる。多くの場合、𡩺は王の所在地とされており、直轄的な王朝儀礼の場であったものと見られる。また、「監」は仲幾父簋銘（後期 [3954]）に、「仲幾父使幾使于諸侯，諸監。・・」とあるように諸侯と並称されており、遣使対象とされている点から見て、王朝が管轄する地域的拠点であったのではないかとと思われる。
- 3) 湖北省武漢市黄陂区盤竜城遺跡や山西省垣曲県商城遺跡等がその例である。
- 4) 「中期改革」の定義については、拙稿 2010a 参照。
- 5) 『研究』、『通釈』については、本稿末尾の《引用文献一覧》参照。上記以外には、『殷周金文集成』【以下『集成』】、『近出殷周金文集成録』【以下『近』】、『近出殷周金文集成録二編』【以下『近二』】の断代案を参考にする。
また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を〔(1)『集成』又は『近』、『近二』の断代案、(2)『集成』又は『近』、『近二』の著録番号、(3)『研究』の断代案〕の順に付記する事にする（『近』、『近二』の場合のみ、特に書名を注記している。又、『集成』、『近』、『近二』の断代案の西周早期，晚期，春秋早期を本稿では前期，後期，春秋前期と改めた）。
- 6) 宰角銘（殷 [9105]）や戊嗣鼎銘（殷 [2708]、殷後期Ⅲ B）で殷王の所在地とされている。戊嗣鼎銘には「高宗」の語が見え、儀礼の場である「大室」の存在が確認される。「高白」の比定地については、偃師説（蔡運章 1988）や管説（程平山，周軍 2000）等がある。
- 7) 本文で後述する寧鼎銘所掲の「有嗣後国」と同様の部隊名であると考えられる。また、詢簋銘（後期 [4321]、Ⅱ B）では同じ語例の「後庸」が「先虎臣」等と並称されており、「虎臣」等と同様の“王朝直轄軍”であったものと見られる。「後𡩺」や「有嗣後国」も同様に解すべきであろう。「虎臣」については、張亜初，劉雨 1986 参照。
- 8) 「成白」の比定地については、山東省鄆城県の郕に想定する説（唐蘭 1986）や成阜説（黃盛璋 1981）等がある。後掲競卣銘に「成白」に関連して𡩺の地名が見え、𡩺については成阜郊外に位置する大伾に比定する見解（『通釈』2：156—158 頁）がある。その所見に従うならば、成阜説が適当であろう。
- 9) 「柯白」の比定地については、河南省内黄県東北に想定する説（張永山 1996）がある。衛地の近傍である。
- 10) 康侯簋銘（前期 [4059]、Ⅰ A）に、「王束伐商邑。徂命康侯，鄙于衛。」とある。
- 11) 「佳王初遷宅于成周。」とある。また後文に「佳武王既克大邑商，則廷告于天曰，余其宅茲中国，自之辭民。」とあるのによると、成周を陝東支配の根拠地とする構想は既に武王代において検討されていたもの

と思われる。

- 12) 「虎方」が、周王朝に帰順した後に「虎侯」と称したと考えられる点については、『通釈』1下：538頁参照。
- 13) 宜侯矢簋銘に「王省武王，成王伐商囙、・・王命虎侯矢。曰、繇、侯于宜。」とあり、後文に「宜侯矢揚王休。」とある。
- 14) M114 墓の被葬者の比定については、北京 2001 参照。
- 15) 方の比定地については、湖北省房山県説（晁福林 2004）や湖北省竹山県東南説（李学勤 2008）等がある。また鄧に関しては、湖北省襄陽市に比定する説（李学勤 2008）がある。鄂の比定地に関する従来の所説としては、湖北省鄂州市鄂城区説（劉翔 1983）や河南省南陽市説（張永山 1996）等があったが、2007 年に湖北省随州安吾鎮羊子山で鄂国墓地が発見され、当地が有力視されている（張昌平 2011）。曾については 2011 年に湖北省随州葉家山で墓地が発掘され、鄂国と隣接して所在していた点が指摘されている（黄鳳春・陳樹祥・凡国棟 2011）。
- 16) 盤竜城遺跡については、湖北 1976 参照。安州六器は、湖北省孝感市出土。
- 17) 「𣪠使于繁、賜貝五〔朋〕。𣪠对揚王〔休〕。」とある。戎生編鐘銘〔『近』（後期〔27—34〕）〕に「正繁湯、取厥吉金。」とあり、曾伯𣪠簋銘（春秋前期〔4631—4632〕）に「克遏淮夷、印燮繁湯。金道錫行、具既卑方。」とあるのによると、繁（繁湯）は銅産地又は銅輸送ルート上の要地であったものと見られる。
- 18) 李学勤 2008 は「曾国と鄂国の軍隊ではなく、両国に駐留する王師」と見ておられる。「両国の所在地付近に駐留する王師」と補正すべきであろうが、ほぼ妥当な見解であろう。李学勤 2010 で李氏は自説を撤回され、「曾地の鄂国の師」と解釈されたが、これでは「師」（「白」）に王官が配されている理由を説明できない。なお、2011 年の湖北省随州葉家山曾国墓地の発掘をうけて、李氏は旧説に復されている（湖北 2011）。
- 19) 「□白師」の「□」を唐蘭 1986 は「鄂」字に字釈されており、李学勤 2008 も「鄂」字である可能性について指摘されている。
- 20) 例えば晋軍を「白」と称している事例〔後掲晋侯蘇鐘銘〕等が見出される。河南省濬県辛村衛国遺跡出土の衛師銅泡（前期〔11858—11859〕）に「衛白易」とある「衛白」も或いはその例であろう。
- 21) 晋姜鼎銘（春秋前期〔2826〕）に「虔不墜、譚覃京白、辭我万民。」とあり、また晋公盥銘（春秋〔10342〕）に「〔王〕命唐公、門宅京白、□□□邦。」とある。いずれも晋国が山西の「京白」付近より勃興した事情を示唆しているものと思われる。
- 22) 後述するⅡ B 期の南征の際、師雍父は「古白」に軍営を置いて胡侯のもとへ遣使しており〔禹鬲銘（中期〔948〕、Ⅱ）〕、師雍父自らも胡国を適省している〔禹鼎銘（中期〔2721〕、Ⅱ B）〕。また、同じくⅡ B 期の南征の際に、戎は「高白」を拠点として「戎胡」を討伐している〔戎簋銘（中期〔4322〕、Ⅱ B）〕。「戎胡」は“胡地の戎”の意であると考えられ、「高白」も「古白」と同様に胡国と隣接していたものと思われる。
- 23) 「齊白」が「斉国軍」ではなく「斉地の王朝直轄軍」と見られる点については、後述。
- 24) 後掲小臣諶簋銘所掲の「牧白」は衛国郊外の牧野に比定される（張永山 1996）。「柯白」及び「鬲白」も衛地近傍に比定されるので（注 9）、29）参着）、同様の事例と考えてよいかもしれない。
- 25) 白川静氏は寒師を淮水上流方面に比定されている（『通釈』3上：453頁）。
- 26) 「唯王命明公、遣三族、伐東国。在𣪠。魯侯有囡工。・・」
- 27) 「乙卯、王命保、及殷東国、五侯征貺六品、蔑曆𣪠保、賜賓。・・」
- 28) 「唯王既燎、厥伐東夷。・・公在虜。保貝遷。・・」とある保貝は、貝卣銘（前期〔5387〕、Ⅱ A）所掲の貝と同一人物であると見られ、貝卣銘所掲の史旌は、寧鼎銘にも見える。
- 29) 「鬲白」については、河南省内黄県境に比定する説がある（唐蘭 1986）。「牧白」の比定地については注 24）参着。
- 30) 本稿では、「殷八白」と「成周八白」を同一組織と見る立場をとる。第三章参照。
- 31) 「佳王来格于成周年、厚趙侑償于濂公。・・」とあり、濂公は寧鼎銘に見える。
- 32) 「・・王命毛公、以邦冢君、徒馭、戡人、伐東国疇戎。咸。王命吳伯曰、以乃白、左比毛父。王命呂伯曰、以乃白、右比毛父。・・」

- 33) 「炎白」の地望については、山東省鄒城県の西に比定する説（唐蘭 1986）がある。しかし、戦域から見て山東方面であるはずがなく、白川静氏が指摘されるように淮水上流方面に比定するのが適当であろう（『通釈』1上：264—265頁）。また、白川氏も「炎白」と令簋銘の「炎」とを同定されている。
- 34) 「古白」の地望については、葉〈河南省葉県の南〉説がある（徐中舒 1959）。
- 35) 「成白」が成阜郊外に位置していたと見られる点については、注8）参照。
- 36) 陳夢家 2004（上）：26頁参照。安徽省方面に比定する説（郭沫若 1999）もあるが、周原甲骨（岐山県鳳雛村出土 H11—110）に「征巢」とあるのによると、王朝成立前後の時期から既に巢とは交渉があったようであり、河南省方面に地望を求めた方が穏当であろう。周原甲骨の字積については、徐錫台 1987：71頁参照。
- 37) 「中期改革」が関中王畿を発源地としていた点については、拙稿 2010b 参照。また、冊命儀礼と「中期改革」の関連性については、拙稿 2010a 及び拙稿 2010b 参照。
- 38) 『史記』齊太公世家所載の齊侯系譜によると、「蓋太公之卒百有餘年、子丁公呂伋立。丁公卒、子乙公得立。乙公卒、子癸公慈母立。癸公卒、子哀公不辰立。」というように、2代から4代までは陝東系諡号〈十干称謂〉と周系諡号を組み合わせた折衷型諡号を用いており、5代哀公以降になって（諡号であるから、討伐を受けた後になって）、周系諡号へと切り替えている。この点は、齊の「帰順」の契機が今次の討伐にあった事を示唆しており、おそらくこれ以降に齊は実質的に「周化」したものと考えられるのである。山東省淄博市高青県陳莊村齊国遺跡 M18 墓で近年出土した西周前期の觥銘に「祖甲齊公」とある点も参考になろう（山東 2011）。折衷型諡号及び「周化」の定義については、拙稿 2010a 参照。なお、齊をはじめとする陝東系諸侯の動向については、次稿にて検討する。
- 39) 後掲兮甲盤銘や師寰簋銘で、「賁」は淮夷からの献納物とされている。
- 40) 応侯見工鐘一・二銘に、「唯正二〔月〕初吉、王婦自成周。応侯見工遺王于周。辛未、王格于康宮。榮伯入右応侯見工、賜彤弓一、彤矢百、百馬。…」とある。
- 41) 〈内諸侯—外諸侯〉間の序列関係及び後述する〈外諸侯—諸夷〉間の序列関係については、拙稿 2008 参照。
- 42) 莒侯の地は丹水上流の商洛地区に比定されており（晁福林 2004）、都はいわゆる「下都」の地〔河南省淅川県西南〕に比定される（朱鳳瀚 2002）。
- 43) 銘末に「胡、其万年、畹保四国。」とあり、厲王胡の自作器であると見られる。
- 44) 「佳王元年、王在成周。」とあり、宗周鐘銘に「王肇適省文、武勤疆土。」とある事跡に該当するものと思われる。
- 45) 南宮柳鼎銘（後期 [2805]、Ⅲ A）では、南宮柳に対して「六白」の牧、場、虞等の管理が命ぜられており、召壺銘（中期 [9728]、Ⅲ B）では、召を「成周八白」の冢嗣土に任命している。また「六白」に関連する叙任例は、この他にも呂服余盤銘（中期 [10169]）や攸戒鼎銘〔『近』（後期 [347]）〕に見える。
- 46) Ⅱ B 期においては、「淮夷」、「南夷」、「淮戎」〔攸方鼎二銘〕、「戎」〔攸簋銘〕と呼称していたのであるが、Ⅲ A 期の夷王代になると「南夷」、「淮南夷」、同じくⅢ A 期の厲王代では「南淮夷」と称するようになり、Ⅲ B 期の宣王代では「南淮夷」、「淮夷」、「南夷」の呼称が用いられている（宣王代の呼称事例については、後述）。また、『後漢書』東夷列伝に「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之」とある。
- 47) 断代については、徐中舒 1959 の所説に従う。
- 48) 吉本道雅 2004 の指摘に従い、冒頭の「佳王卅又三年」から「王入格成周」までを厲王代の青銅器からの転写と考える（以下の器銘は宣王代の事跡）。なお、晋侯蘇鐘銘に「王入格成周」とある点、及び同年の器銘である伯克父盥銘（後期 [4438—4439]）に「王在成周」とある点によると、「角津」、「桐適」の討伐の際にも成周に本営が置かれていたものと考えられる。
- 49) 器銘中の「武公」が内諸侯大族の井武公である点については、吉本道雅 2005：59頁参照。
- 50) 厲王代における恩倖的主従関係の形成及び内諸侯大族に対する冷遇の措置については、拙稿 2010b 参照。
- 51) 共和初年に、既に宣王は即位していたものと見られる（『通釈』3下：753頁参照）。
- 52) 伯穌父の死については、共和 11 年の師罍簋銘（後期 [4324—4325]、Ⅲ B）に見える。
- 53) 『史記集解』周本紀に「韋昭曰、毚、晋地、漢為県、属河東、今日永安」と見える。
- 54) 断代については、劉光裕 2007 の所説に従う。

- 55) 「王初各伐玁狁于囂。」とあり、宣王5年から本格的な交戦が始まったものと見られる。この時期の玁狁征伐が関中地域を主戦場としていた点については、『通釈』3下：兮甲盤、虢季子伯盤、不嬰簋の各条参照。
- 56) 不嬰簋銘で主帥となっている「伯氏」は、虢季子伯盤銘の虢季子伯と同一人物であると見られる（『通釈』3下：822—823頁）。また、白川静氏は本器銘を宣王13年に繫年されている（同上：815頁）。
- 57) 多友鼎銘で軍の指揮官となっている多友は、(井)武公の属臣であり、武公の活動時期〔厲末宣初〕を考慮すると、本器銘も当該期に繋げるのが適当であろう。
- 58) 関中地域の「京白」は、豳地付近に比定される（『通釈』3下：537—538頁）。
- 59) 『国語』周語上参着。
- 60) 夷王3年の征伐の結果、齊では胡公が擁立された。ところがその後、胡公は哀公の同母弟である山によって殺害され、山が献公として即位した。そして宣王12年に至って、胡公の子が齊に入国し、献公の孫にあたる厲公を殺害したのである。『史記』齊太公世家参着。
- 61) この点について、拙稿2008では外諸侯である「齊の軍」とであると解釈していた。しかし、師俗や師寰父のような王官が統帥している点から見て、前掲競卣銘所載の「成白」等と同様に、地域拠点的な「白」の駐屯軍を軍事動員した事例であると考えられる。
- 山東省淄博市高青県陳莊村齊国遺跡 M35 墓で近年出土した西周中期の引簋銘に「王若曰、引。余既命汝更乃祖執嗣齊白、余唯繇命汝。」とあるのも、王官が王朝の地域拠点である「齊白」の管理を命ぜられた事例であると理解されよう。陳莊村の城址遺跡が「齊白」である可能性も指摘できる（引簋銘の釈文については、李学勤2011参照）。
- なお、殷代の卜文に「齊師」の事例が見える（郭沫若主編82の36805等）が、これと西周代の「齊白」との継承関係については不詳である。「白」（「師」）の事例として、卜文では他に「蜀白」や「北鄭白」等が見え、また殷器の事例では、「𣪠師」〔宰甫卣銘（殷[5395]）〕や「𣪠師」〔邲方鼎銘（殷[2709]）〕等がある。
- 62) 「𣪠」は陝東系外諸侯である「𣪠侯」を指すと思われる。西周代の𣪠国については、甲元眞之2006の第4章参照。
- 63) 『国語』周語上に「宣王欲得国子之能訓導諸侯者、・・乃命魯孝公於夷宮」とある。「能訓導諸侯者」という表現は、韓侯に対する「王錫韓侯、其追其貊、奄受北国、因以其伯」〔『詩』大雅・韓奕〕や申伯（申侯）に対する「王命申伯、式是南邦」〔『詩』大雅・崧高〕と同様であり、改めて擁立した魯侯に対して特に東方諸侯国を領導する役割を期待したものであろう。
- 64) 「夙夷」を「宿夷」に同定する説については、李凱2009に従う。宿国については『左伝』僖公21年条に事跡が見え、山東省東平県境に比定される（杜注：隱公元年条）。
- 65) 『左伝』桓公2年条に「初、晋穆侯之夫人姜氏以條之役生太子、命之曰仇、其弟以千畝之戰生、命之曰成師」と見える條の役と千畝の役はそれぞれ宣王39年及び42年に繫年され、いずれも王朝軍と晋軍の共同出兵によるものであった。出征年代及び事跡の補正については、吉本道雅1987の所説に従う。なお、後掲逯鼎一銘の器銘に拠るならば、條戎等の諸戎（『竹書紀年』〔『後漢書』西羌伝所引〕）は玁狁の一部であったものと推定される。
- 66) 楊地は山西省洪洞県東南に比定される（李学勤2003）。
- 67) 徐中舒1959、楊寛1965、1999、孫作云1983、盧連成1987、王人聡1993、王恩田2006等。就中、徐氏は「殷八白」が「穆王代には西土へ撤退しており、夷王代に衛を侯とした」と解釈されているのであるが、衛の爵位変更は『史記』衛康叔世家の原史料の段階における二次的推論に過ぎないものと見られる（吉本道雅2005：81頁参照）。
- 68) 白川静1955、李学勤1957、1987、于省吾1964、常征1981、王慎行1986、陳恩林1991、李道明1992、呉榮魯2004、小南一郎2005等。
- 69) 大孟鼎銘（前期[2837]、I B）や前掲保卣銘等参照。
- 70) 陳恩林1991や李道明1992等も同様の見解である。
- 71) 王慎行1986。また李峰2010（83頁）も同様の見解を示されており、氏は「八師」の所在について、当初の駐屯地を「商都地区」に比定し、後に成周に移転したものと仮定されている。

- 72) 唐蘭 1986 や張永山 1996。
- 73) 孫曉春 1986。
- 74) 于省吾 1964 や翦伯贊 1979、常征 1981、吳榮魯 2004 等。
- 75) 白川靜 1955 は、「八白」、「六白」共に殷遺民によって構成されていたと見ておられるが、その大部分は「八白」に配属されていたと解釈されており、やはり「殷八白」の「殷」字に拘泥されておられる。また、小南一郎 2005 も、「殷八師」の基礎が殷人であったと想定されている。
- 76) 白川靜 1955、于省吾 1964、翦伯贊 1979、李道明 1992。
- 77) 拙稿 2010a 参照。孫曉春 1986 が殷人について「被征服者に兵士になる権利はなかった」と言われているのは、憶説である。また、李学勤 1987 が「八白」について「殷人は成周の東郊に所在していたので、その構成員ではなかった」と言われているのも、根拠のない見解である。
- 78) 但し、于省吾 1964 は、周王朝にとって「東方鎮撫が重要事であったため六白は東土に常駐していた」とする見解を提示されているが、その後（于省吾 1965）「六白は宗周に所在した」とされ、関中王畿所在説を採っておられる。
- 79) 子犯編鐘銘の「西之六白」については、王朝軍説（黄錫全 1995）だけではなく、晋軍説（張光遠 1995）や「晋の三軍〈+〉秦・斉・宋の三軍」説（何樹環 2001）等があるが、金文の事例から考えると、王朝軍説以外ありえないと思われる。
- 80) 梁雲 2002、小南一郎 2005、徐昭峰 2007 等参照。
- 81) 北窖村西周墓地については、洛陽 1999 参照。
- 82) 郭宝鈞 1955 等参照。
- 83) 穆王、共王期以降には破壊されたものと推定されている。洛陽 1984 参照。
- 84) 中国 1998 参照。
- 85) 澗水兩岸地帯の西干溝、瞿家屯西周遺跡については、中国 1989：第 4 章参照。飯島武次氏の土器編年では、西干溝、瞿家屯遺跡出土土器は、おおよそ〔共王～幽王〕期に繋げられている（飯島 1998：102—103 頁）。
- 86) 徐昭峰 2007 は厲王代における淮夷侵寇の活発化との関連を主張されており、また梁雲 2002 は平王東遷との関係を指摘されているが、いずれも時期的に降るものと思われる。
- 87) 「六白」は、『詩』大雅：常武、棫櫟、小雅：瞻彼洛矣、『書』顧命に見える。
- 88) 梁雲 2002、小南一郎 2005、郝麗君 2009 等参照。
- 89) 幽王の太子宜咎（後の平王）は申后の子であり、申侯によって擁立されて幽王と対抗した。申国は河南省南陽市方面に比定される（吉本道雅 2005：82 頁）。東遷期の概況については、吉本道雅 2005：第二部上篇第一章参照。
- 90) 『左伝』昭公 32 年条に、晋侯等の諸侯による成周築城記事が見える。
- 91) なお、『竹書紀年』〔『後漢書』西羌伝所引〕に「夷王衰弱、荒服不朝、乃命虢公率六師、伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹。」とある「太原」は、関中ではなく山西の「太原」を指すものと思われる。『竹書紀年』〔『後漢書』西羌伝所引〕では後段に「王遣兵伐太原戎」と、同じく「太原」の戎が見え（吉本道雅 1987 の年代補正では、宣王 34 年）、この条は宣王 39 年以降の諸戎討伐記事（すなわち玁狁討伐記事）に繋がるので、この場合の「太原」は明らかに山西の地を指しているものと考えられる。そうして、玁狁征伐が宣王代に始まる事は先述の通りであるから、当該記事は宣王代の誤りであり、「六白」が成周を基点として山西方面の玁狁討伐に投入された事例であると解釈すべきであろう。虢氏が河南王畿や〈平陸—陝〉の地に拠点を持っていた点については、拙稿 2008 参照。また「兪泉」の地名については、関中での作戦行動を伝える不嬰簋銘に「西兪」の地名が見えるが、山西にも「榆次」〔『史記』趙世家：孝成王 18 年条〕等の地名が見出される。何より、『竹書紀年』は戦国期の史料であり、用語法の理解もその点に留意すべきであると思われる。

引用文献

【青銅器・青銅彝器著録】《及び略称》

◇林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」（東方学報〈京都〉35、1983）、『殷周時代

青銅器の研究—殷周時代青銅器總覽 1—』(吉川弘文館、1984)《略称：『研究』》

◇白川靜『白川靜著作集 別卷 金文通釈』(平凡社、2004～2005)〈原著：『金文通釈』(白鶴美術館誌 1～56 輯、1962～1984)〉《略称：『通釈』》

◇中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(中華書局、1984～1994)《略称：『集成』》

◇劉雨、盧岩編『近出殷周金文集録』(中華書局、2002)《略称：『近』》

◇劉雨、嚴志斌編『近出殷周金文集録二編』(中華書局、2010)《略称：『近二』》

【論考 日文】

○飯島武次『中国周文化考古学研究』(同成社、1998)

○小南一郎「西周王朝の西周経営」〔小南一郎編『中国古代文明の形成』(朋友書店、2005)所収〕

○甲元眞之『東北アジアの青銅器文化と社会』(同成社、2006)

○白川靜「釈師」(甲骨金文学論叢 第三集、1955)〔『白川靜著作集 別卷 甲骨金文学論叢(上)』(平凡社、2008)に収録〕

○谷秀樹「西周代内外諸侯関係考」(立命館文学 606、2008)

同上「西周代陝東出自者「周化」考」(立命館文学 617、2010a)

同上「西周王権と王畿内大族の動向について」(立命館文学 619、2010b)

○吉本道雅「史記原始(一) —西周期・東遷期—」(古史春秋 4、1987)

同上「西周紀年考」(立命館文学 586、2004)

同上『中国先秦史の研究』(京都大学出版会、2005)

同上「夏殷史と諸夏」(中国古代史論叢 3、2006)

【論考 中文】

●于省吾「略論西周金文中的“六白”和“八白”及其屯田制」(考古 1964—3)

同上「關於《論西周金文中六白八白和鄉遂制度的關係》一文的意見」(考古 1965—3)

●王恩田「釈白、疎一兼論商代客館与戍守制度」〔北京大学考古文博学院編『慶祝高明先生公十寿辰暨從事考古研究五十年論文集：考古学研究〈6〉』(科学出版社、2006)所収〕

●王慎行「呂服余盤銘考釈及其相關問題」(文物 1986—4)

●王人聰「西周金文中的殷八師与成周八師—讀金文札記」(考古与文物 1993—3)

●何樹環「談「子犯編鐘」銘文中的「西之六師」」(故宮文物月刊：總 218 期、2001)

●郭宝鈞、林寿晋「一九五二年秋季洛陽東郊發掘報告」(考古學報 9、1955)

●郭沫若『兩周金文辭体系図録攷釈』(上海書店出版社、1999)〈原著：1932〉

●郭沫若主編『甲骨文合集』(中華書局、1982)

●郝麗君「西周王城存在辨偽」(滄桑 2009—3)

●吳榮魯「有天西周“六師”，“八師”的若干問題」〔宋鎮豪ほか主編『西周文明論集』(朝華出版社、2004)所収〕

●湖北省博物館・北京大学考古專業「盤竜城一九七四年度田野考古紀要」(文物 1976—2)

●「湖北随州葉家山西周墓地筆談」(文物 2011—11)

●黃錫全「新出晋“搏伐楚荊”編鐘銘文述考」(『長江文化論集』：第 1 輯、1995)

●黃盛璋「班簋的年代、地理与歷史問題」(考古与文物 1981—1)

●黃鳳春・陳樹祥・凡国棟「湖北随州葉家山新出西周曾國銅器及相關問題」(文物 2011—11)

●常征「釈『六師』、兼述西周王朝武装部隊」(河北大学学报〈哲学・社会科学〉1981—2)

●朱鳳瀚「士山盤銘文初釈」(中国歴史文物 2002—1)

●蔡雲章「《鬲師》新解」(中原文物 1988—4)

●山東省文物考古研究所「山東高青縣陳莊西周遺存發掘簡報」(考古 2011—2)

●徐錫台『周原甲骨文綜述』(三秦出版社、1987)

●徐昭峰「成周与王城考略」(考古 2007—11)

●徐中舒「禹鼎的年代及其相關問題」(考古學報 1959—3)

●翦伯贊『中国史綱要』〈上〉(人民出版社、1979)

- 孫曉春「成周八師為東方各国軍隊說」(史學集刊 1986—4)
- 孫作云「說豳在西周時代為北方軍事重鎮—兼論軍監」(河南師大報〈社會科學版〉1983—1)
- 中國社會科學院考古研究所編『洛陽發掘報告』(北京燕山出版社、1989)
- 中國社會科學院考古研究所洛陽漢魏城隊「漢魏洛陽故城城垣試掘」(考古學報 1998—3)
- 張垂初、劉雨『西周金文官制研究』(中華書局、1986)
- 張永山「金文所見成周的戰略地位」〔葉萬松主編『洛陽考古四十年』(科學出版社、1996)所収〕
- 張光遠「春秋晉文稱霸『子犯和鐘』初積」(故宮文物月刊：總 145 期、1995)
- 張光裕「西周士百父盨銘所見史事試積」(古文字與古代史：第一輯、2007)
- 張昌平「論隨州羊子山新出噩國青銅器」(文物 2011—11)
- 晁福林「从士山盤看周代“服”制」(中國歷史文物 2004—6)
- 陳恩林『先秦軍事制度研究』(吉林文史出版社、1991)
- 陳夢家『西周銅器斷代』(中華書局、2004)〈原載：考古學報 10 (1955)：「西周銅器斷代」〔二〕〉
- 程平山、周軍「商周管邑地望考略」(中原文物 2000—4)
- 唐蘭『西周青銅器銘文分代史徵』(中華書局、1986)
- 北京大學考古文博院·山西省考古研究所「天馬一曲村遺址北趙晉侯墓地第六次發掘」(文物 2001—8)
- 楊寬「再論西周金文中“六白”和“八白”的性質」(考古 1965—10)
- 同上『西周史』(台灣商務印書館、1999)
- 洛陽市文物工作隊「洛陽西周考古概述」(人文雜誌叢刊第 2 輯：『西周史研究』、1984)
- 洛陽市文物工作隊『洛陽北窯西周墓』(文物出版社、1999)
- 李凱「晉侯蘇編鐘所見的西周巡狩行為」(文物春秋 2009—5)
- 李學勤「郟縣李家村銅器考」(文物參考資料 1957—7)
- 同上「論西周金文的六師、八師」(華夏考古 1987—2)
- 同上「眉縣楊家村新出青銅器研究」(文物 2003—6)
- 同上「論周初的鄂國」(中國文史論叢 2008—4)
- 同上「由新見青銅器看西周早期的鄂、曾、楚」(文物 2010—1)
- 同上「高青陳莊引簋及其歷史背景」(文史哲 2011—3)
- 李道明「六師、八師新探」(四川師範大學學報〈社會科學版〉1992—5)
- 李峰『西周的政體—中國早期的官僚制度和國家—』(三聯書店、2010)
- 劉翔「周夷王經營南淮夷及其與鄂之關係」(江漢考古 1983—3)
- 梁雲「成周與王城考辨」(考古與文物 2002—5)
- 盧連成「西周金文所見新邑、成周」(『文史集林』：第 2 輯、1987)

(本學非常勤講師)